

## 返戻金制度

明らかに候補者の責に帰すべき事由、又は自己都合により、退職もしくは契約解除した場合には、支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を返戻することとする。

- ・ 1 か月以内で退職した場合 80%に相当する額
- ・ 1 か月を超え3 か月以内で退職した場合 50%に相当する額
- ・ 3 か月を超え6 か月以内で退職した場合 10%に相当する額

※特定の条件による人材の開拓やそのための調査・探索及びこれに付随するサービスについては、本契約の返戻金制度を適用しない。